



軽油引取税の免税制度（農業を営む方へ）

軽油引取税は、軽油を引取る（購入する）際に課される（1Lあたり32.1円）県の税金です。

法令で規定された特定の用途に使用するための軽油の引取りについては、課税免除の適用があり、免税の用途のために引取る軽油のことを「免税軽油」といいます。

1 農業を営む者の免税の範囲

法令における「農業を営む者」とは、現に農業の事業を行なっている者をいい、その事業範囲が免税の対象となります。

また、農作業のうち基幹的な作業のすべての委託を受けて農作業を行う者についても、対象となります。

農業を営む者であることを確認するために要する書類	①【自ら農業を営む者】 ・市町村長又は市町村農業委員会の発行する農業を営む者であることを証する書面（耕作面積等が記載されたもの）
	②【委託を受けて農作業を行う者】 ・委託者に係る上記①の書面 ・農作業受委託に関する契約書
免税の対象となる機械	③【素材生産業を営む者】 ・前年度の素材の生産量の実績を証する書類
	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械 動力耕うん機、プラウ、トラクター、ブルドーザー、砕土機、ハロー鎮圧機
	栽培管理用機械 施肥用機械、播種機、動力用カルチベータ、病害虫防除機（動力噴霧機、動力撒粉機）、かんがい排水機、焼土機
	収穫調整用機械 脱穀機、粃すり機、麦刈り機、米選機、依締機、乾燥機、収早用機械、甘蔗圧搾機
	植物繊維用機械 わら加工機械（わら打ち機、なわない機、むしろ織機械等）、繊維加工用機械
	畜産用機械 飼料用機械（飼料・断截機、飼料粉碎機、飼料配合機械等）

※1 道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートをつけている機械は免税の対象となりません。

※2 農耕用けん引車は、農業用機械を取り付けて農耕の用途に供される場合に限り、免税の対象となります。

※3 ここに掲げた機械の他、現に農業の用に供している機械がある場合には、個別に御相談ください。

なお、免税軽油を使用するためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① 過去に免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受けたことがある場合には、その日から2年を経過していること。
- ② 国税又は地方税の滞納処分を受けたことがある場合には、その滞納処分が解除された日から2年を経過していること。
- ③ 国税又は地方税に関する法令に違反して罰金以上の刑に処せられたことがある場合には、その執行等を終えてから3年を経過していること。
- ④ 国税又は地方税に関する法令に違反して通告処分を受け、その通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- ⑤ 法人である場合には、その役員のいずれもが上記4項目の要件を満たしていること。
- ⑥ 軽油引取税の取締り又は保全上において懸念される事項がないこと。
- ⑦ 免税軽油の引取り等に関する報告義務を適切に履行していること。

2 免税の手続き

(1) 免税軽油使用者証

免税軽油を引取るためには、予め免税軽油の使用者として県の認定を受けておく必要があります。
この認定を受けたことを証する書類のことを「免税軽油使用者証」といいます。

申請に必要な書類	交付手続きの流れ
・免税軽油使用者証交付申請書（共同による申請の場合は免税軽油共同使用者証交付申請書） ・免税軽油使用者証交付手数料(400円県証紙) ・住所若しくは事務所等の所在地及び氏名又は名称を証する書類 ・農業を営む者及び軽油の用途が免税の対象であることを証する書類 ・誓約書（地方税法施行令第43条の15第15項第1号～第4号に規定する免税軽油使用者証及び免税証の「不交付事由」に該当しないことの誓約書） ・法人である場合には、役員全員の役職、氏名、生年月日及び住所がわかる書類（登記事項証明書、現在事項証明書若しくは履歴事項証明書又は役員一覧表等） ・免税軽油の使用にあつての重要事項確認書 ※郵送により免税証の受領を希望する場合には、「レターパックプラス(赤色)」を申請時に提出してください。	①免税軽油を使用する事務所又は事業所を管轄する県税事務所に、申請者本人が申請書類を提出します。（税理士等の税理士業務を行える者以外からの代理申請は不可） ②申請の内容等について県税事務所が必要な確認（現地調査を含む。）を行います。 ③県税事務所の確認の結果、事業等の内容について免税の用途に該当するものと認められたら、免税軽油使用者証が交付されます。 ④免税軽油使用者証は、使用者が自ら管理するものであり、販売業者等に預けず、金庫等施錠ができる場所に保管してください。 ⑤免税軽油使用者証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望する場合には、免税軽油使用者証の有効期間が満了する15日前までに改めて免税軽油使用者証の交付を申請します。 ※新規の交付申請の場合には、現地調査を行うため、上記⑤に加えて期間を要しますので、早めに御相談ください。

軽油引取税の免税制度は令和6年度税制改正により、**令和9年3月31日**まで延長されています。
(なお、一部の業種において免税対象者の要件が縮小されています。)

(2) 免税証

「免税軽油使用者証」の交付後に免税軽油を引取る場合、引取り先に対し、その免税軽油の購入が県の認定を受けていると証明する必要があり、この証明に用いるために県が交付する書類のことを「免税証」といいます。
この「免税証」と引き換えることにより、軽油を免税価格で引取ることができます。

申請に必要な書類	交付手続きの流れ
・免税軽油使用者証又は免税軽油共同使用者証 ・免税証交付申請書(共同使用者は共同申請明細書を添付) ・免税証交付所要数量基礎計算書 ・直近3ヶ月程度の軽油の引取数量及び使用数量がわかる書類(新規) ・前月末までの免税軽油の使用状況等が記載された各実績簿(継続) 免税軽油受払簿(軽油の貯蔵施設を有する者のみ) 機械別免税軽油使用実績簿 ※郵送により免税証の受領を希望する場合には、「レターパックプラス（赤色）」を申請時に提出してください。	①直近又は前年同時期における軽油の引取実績や、営んでいる農業の規模及び機械の数量・稼働時間などを基礎として必要な免税軽油の数量を算定します。 ②免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に、免税軽油使用者本人が申請書類を提出します。(税理士等の税理士業務を行える者以外からの代理申請は不可) ③申請の内容等について県税事務所が審査を行います。 ④県税事務所の審査の結果、適当なものと認められたら、申請内容に応じた免税証が交付されます。 ⑤免税証は、使用者が自ら管理するものであり、販売業者等に預けず、金庫等施錠ができる場所に保管してください。 ⑥交付を受けた免税証、引取りした免税軽油の使用状況等について「免税軽油の引取り等に係る報告書」により、前月分の実績を毎月末までに報告します。なお、この場合、申請する月の前月末までの免税軽油の使用実績などを記載した各実績簿を併せて提出します。 ⑦免税証の有効期間満了後も引き続き免税軽油の引取りを希望する場合には、免税証の有効期間が満了する15日前までに免税証の交付を受けた県税事務所に改めて免税証の交付を申請します。

3 申請の窓口

免税軽油の手続きは、免税軽油を使用する事業所等の所在地を管轄する県税事務所が窓口となりますので、不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

